

新興海洋国能力構築支援セミナー（９月２４日（火））

城内外務大臣政務官 冒頭挨拶

本日、新興海洋国の海上保安能力構築をテーマとするセミナーを主催することができ喜ばしい。外務省を代表して、遠方よりこのセミナー出席のために来日して頂いた各国の参加者を心から歓迎したい。

昨年及び本年の選挙において、安倍政権は日本国民から大きな信任を得た。政権を担う一人として、安倍政権は、日本、地域、そして世界をより平和で豊かにしていくための政策を引き続き強力に推し進めていくことを申しあげたい。特に安全保障の分野においては、国際情勢の変化等を踏まえ、日本は国際協調主義に基づき、地域・国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献していく。

我が国は、世界有数の海洋・通商国家であると自認している。我が国の国土面積は３８万平方キロメートルであるが、排他的経済水域（ＥＥＺ）は４４７万平方キロメートルであり、その広さは世界第６位である。また、我が国は、御承知のとおり貿易立国であるが、貿易量のうち海上輸送が占める割合は重量ベースで９９．６％である。このように我が国は海洋がもたらす恩恵を大いに享受しており、その重要性を深く認識している。

今回のセミナーの参加国は、ヨーロッパから地中海、スエズ運河、紅海を経由し、インド洋、アジア太平洋を結ぶ重要な海上交通路の要衝に位置しており、海洋のもたらす恩恵について我が国と同様に十分認識されていると考える。

海洋は、沿岸国・地域のみならず、国際社会全体の繁栄をもたらす国際公共財（グローバル・コモンズ）であり、海洋国家として我が国は、海洋における秩序と国際協力を維持・発展させることが極めて重要であると考えている。我が国は従来から、国際的な海上安全保障の確保のために二国間及びＡＳＥＡＮ地域フォーラム（ＡＲＦ）などの多数国間での枠組みを通じて、種々の取組を実施してきており、引き続きこの分野において積極的に貢献したいと考えている。

我が国が、海洋分野で国際的な貢献を行っていくにあたって重視している基本的な立場について述べたい。

第一に、海洋を、「法の支配」が貫徹する国際公共財として保ち続けることである。「力による現状変更」は認められず、航行の自由、紛争の平和的解決とい

った海洋に関する基本的なルールが守られることを含め、国連海洋法条約（UNCLOS）を始めとする関連国際法によって秩序が維持されることが重要である。

第二に、海洋は地域のみならず国際社会全体にとっての共通利益であるとの認識を広く国際社会と共有しつつ、「開かれ、安定した海洋」を保持することである。

第三に、各国の海上法執行能力の構築・強化を支援することである。これは「法の支配」に基づいた「開かれ、安定した海洋」を維持するためには十分な法執行能力を有する各国が協力して取り組むことが不可欠であるとの認識に基づいている。我が国は、海洋国家として長年に亘り自らの海上法執行能力の強化・拡充を図ってきており、こうした知見や経験を海上法執行機関の構築や強化に取り組む各国に対して引き続き協力をしていきたい。

今回のセミナーの目的は、海上法執行機関能力の構築・強化の重要性に係る認識を共有するとともに、かかる能力構築を推進するにあたって参加各国にとって有益なインプットを導き出すことである。セミナーの成果が、国際協力を通じた今後の具体的な取組に繋がることを期待している。

このセミナーによって「開かれ、安定した海洋」の実現に向けて日本と参加国間の一層の協力関係が築かれ、参加国同士の連携・ネットワーク作りの契機となることを期待し、私の挨拶としたい。

（了）